平成２９年（フ）第７９４５号
東京都板橋区南町10－３
破産者　橋本　　勉
1　決定年月日　平成30年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７９９４号
神奈川県横浜市西区中央２丁目38―12　弘英ビル４Ｆ
破産者　野口かえで
1　決定年月日　平成30年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８０１１号
東京都中央区晴海１－７－２―611　大河内方、住民票上の住所東京都昭島市美堀町４丁目21―２―704
破産者　黒瀬　敦美
1　決定年月日　平成30年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８０４１号
埼玉県川口市飯塚３丁目12―20―302
破産者　植木　文則
1　決定年月日　平成30年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８０８５号
東京都目黒区上目黒４丁目21―12―202
破産者　小槻　弘樹
1　決定年月日　平成30年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８０８８号
東京都新宿区北新宿１丁目23―19―211
破産者　東恩納勇樹
1　決定年月日　平成30年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８１０１号
東京都江戸川区北小岩５丁目28－３
破産者　池上　敦洋
1　決定年月日　平成30年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８１８１号
兵庫県加西市北条町北条1091番地
破産者　岡本華典株式会社
1　決定年月日　平成30年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８１８２号
東京都江戸川区中葛西１丁目14―14―302
破産者　岡本　征祥
1　決定年月日　平成30年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８２１１号
東京都江戸川区江戸川５丁目40―３―106
破産者　きよみ合板こと　竹本　昌夫
1　決定年月日　平成30年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８２７３号
東京都新宿区西早稲田２丁目21―11―405
破産者　金子　佳弘
1　決定年月日　平成30年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８３０１号
東京都板橋区成増２丁目36―３
破産者　野口　琢磨
1　決定年月日　平成30年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８３６５号
東京都練馬区関町南２丁目１―16
破産者　高野　美香
1　決定年月日　平成30年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８４０７号
東京都武蔵村山市残堀２丁目24―11―201
破産者　育村　憲弘
1　決定年月日　平成30年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８４５２号
東京都江東区木場３丁目10―１―302
破産者　尾川　朋子
1　決定年月日　平成30年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８６７９号
東京都足立区梅田６丁目10―９―201
破産者　佐藤　　優
1　決定年月日　平成30年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８７２４号
東京都新宿区西新宿６丁目12番７―1004号
破産者　有限会社ヴォーグインターナショナル
1　決定年月日　平成30年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８７２５号
東京都世田谷区桜３－８－３―205、住民票上の住所東京都世田谷区世田谷２丁目12―11―201
破産者　三方　浩緒
1　決定年月日　平成30年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８８００号
東京都港区赤坂２丁目17番50号　赤坂タワーレジデンストップオブザヒル3311号、商業登記簿上の本店所在地東京都港区白金台５丁目５番２号　ＭＳ白金苑２Ｆ209
破産者　株式会社オーシャンフォース
1　決定年月日　平成30年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８８０１号
東京都港区赤坂２丁目17番50号　赤坂タワーレジデンストップオブザヒル3311号、商業登記簿上の本店所在地神奈川県横浜市西区高島２丁目11番２号　スカイメナー横浜422
破産者　株式会社マーベリックイノベーション
1　決定年月日　平成30年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８８０２号
東京都港区赤坂２丁目17番50号　赤坂タワーレジデンストップオブザヒル3311号、商業登記簿上の本店所在地東京都港区白金台５丁目５番２号　ＭＳ白金苑２Ｆ209
破産者　株式会社オーシャンインターナショナル
1　決定年月日　平成30年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部